

かみす社協ニュース

発行 社会福祉士 神栖市社会福祉協議会事務局(神栖市溝口1746-1) TEL 0299-93-0294(代表) FAX 0299-92-8750(代表)
ホームページ <https://www.kamisushakyo.jp> メールアドレス info@kamisushakyo.jp

暮らしの安心をサポート『福祉後見サポートセンターかみす』

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、住み慣れた場所で安心・安全な暮らしができるように、神栖市社協では平成28年4月から「福祉後見サポートセンターかみす」を設置し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用するための相談に応じています。ぜひご利用ください(相談は無料です)。

★安心を支える4つの取り組み

①後見ホットライン(0299-93-0294 内線400)

成年後見制度に関して電話を中心に必要に応じて訪問や面接でご相談に応じます。制度の概要や利用までの流れ、必要な書類など、制度・事業に精通した社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を持つ職員がわかりやすく丁寧に説明します。また、相談の内容によって女性職員・男性職員どちらでの対応も可能です。



②いざという時のために知って安心(成年後見制度の普及・啓発)

「夫が認知症になり定期預金の解約・引き落としができなくなってしまった」、「知的障害のある弟が訪問販売に騙されている」など生活の中での困りごとはいつも突然にやってきます。いざという時に焦らないために、元気なうちから自分や家族を守ってくれる成年後見制度などの仕組みを知っていると安心です。神栖市社協では、各関係機関と連携して、成年後見制度の広報や情報提供に加えて、制度の理解を深められる勉強会を開催しています。



③福祉サービスの利用やお金の管理に不安がある方を支えます(日常生活自立支援事業)

高齢や障害により一人では日常の生活に不安がある方を対象に、神栖市社協が本人と契約を結び、福祉サービスの利用に関する相談や助言、日常生活に必要な費用の払い戻し、支払いのお手伝いを職員が行います。※利用開始時は利用料1,100円と交通費が発生します。※認知症の診断を受けている方や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に利用を限定するものではありません。相談を受けてから職員が困りごとと一緒に考え、支援計画を作成します。

④家庭裁判所からの選任を受けた場合に後見活動を行います(法人後見受任事業)

家庭裁判所から神栖市社協が成年後見人等に選任された場合に、ご本人の医療・介護・福祉など、身のまわりの生活状況に目を配りながら、財産管理や契約などの法律行為を行います。※神栖市社協が法人後見を受任する対象は、市内に在住し、認知症・知的障害・精神障害等で判断能力を欠く、または不十分な方で適切な成年後見人等を得られない方、資力がなく後見報酬が支払えない方などです。※報酬額は、家庭裁判所が判断・決定します。



●お問い合わせ：福祉後見サポートセンターかみす(神栖市社協) 担当：三浦、川田 電話：0299-93-0294

■かみす社協ニュースは皆様から寄せられた会費を使用して発行しています
新型コロナウイルスの影響により開催を中止していた地域ネットワーク勉強会を再開します。

第266回 地域ネットワーク勉強会のお知らせ 「いつかは聞きたい！」が身近に気軽に聞ける勉強会

対人援助職に必要な成年後見制度の基礎知識
～支援者が一人で抱え込まないために～

講師：橋田 勝(社会福祉士・精神保健福祉士)
神栖市社会福祉協議会 事務局長

5月18日(水)
午後7時～午後8時30分
保健・福祉会館 2階 研修室
定員：30名(先着・要事前予約)

左の記事でも紹介させて頂きましたが、その人が本来持っている権利にかかわる困りごとは多岐にわたります。判断能力が不十分な方の権利を守る『成年後見制度』ですが、必要性の高まりとともに相談が増えつつあります。その中でも、支援者がどこに相談をしていいかわからず、課題が深刻になるまで抱え込んでしまうケースが見受けられます。



今回の勉強会では、成年後見制度の活用が必要か否か?どこに相談しどんな手続きが必要なのか?本来的な関係機関の役割の範囲なども含め、本会で実際に対応した相談や個別事例を通してイメージできる機会とします。日ごろから判断力が不十分となった方々に関わっているケアマネジャー、相談支援専門員、福祉施設の従事者など、専門職の方々のご参加をお待ちしております。

勉強会へ参加を希望される方へ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から以下の4点へのご協力をお願い致します。

- ①マスクの着用をお願いします。
- ②入室時の検温にご協力ください(検温した体温の名簿への記録をお願いします)。
- ③こまめな手洗いと手指の消毒にご協力ください(会場に消毒液を用意しています)。
- ④間隔をあけて着席をしてください。



●お問い合わせ・申込先：神栖市社会福祉協議会 本所 担当：川田、三浦 電話：0299-93-0294

令和4年度 社協一般・特別会員を募集しています



一般会員章 (赤色) 1世帯 1,000円以上
特別会員章 (藍色) 1世帯 2,000円以上

社協会費は、福祉後見サポートセンターかみすが実施する成年後見制度に関する事業や精神障害者の地域生活支援事業、発達障害児者の支援、学校・企業での福祉教育出前講座等、神栖市社協が独自に実施する福祉事業の財源として大切に使用させていただきます。

社協の一般・特別会員は、主に各地区の区長さんをはじめ班長・組長さんのご協力により、各世帯にご加入をお願いしています。地区に入っていない方は、最寄りの社協窓口で随時受付いたします。窓口にお越しになれない場合は銀行振込による加入もご案内できますので、お気軽に下記までお問い合わせください。

(地区に入っている方も、社協会費募集の取り組み方や会費の使われ方など、わからないことがあればお問い合わせください。)

会員募集は通年行っています。神栖市の地域福祉充実のために、社協会員としてご参加とご協力をお願いいたします。

●お問い合わせ 神栖本所 電話:0299-93-0294(担当：馬場・奥村) 波崎支所 電話:0479-48-0294(担当：乳井)

-幸せのタネをまき・幸せな花一面咲かせます- 広告

幸ブライダル衣裳サロン アトナホテル
〒314-0144 神栖市大野原1-12-1
大代表TEL(0299)92-4411 FAX(0299)92-2314
■ブライダル・パーティサロン直通TEL(0299)92-4543
E-mail info@aton-miyukisyo.jp URL www.aton-miyukisyo.jp

-豊かな地域の環境開発を目指します- 広告

創業 1932年
幸武建設株式会社 幸武ホーム
〒314-0143 神栖市神栖4-5-31
TEL(0299)92-5881
FAX(0299)92-1988
E-mail info@kobu.ne.jp
URL http://www.kobu.ne.jp

税理士法人 タックス・イバラキ
＜栗林会計事務所＞
〒314-0116 神栖市奥野谷2031
TEL(0299)96-0767 営業時間 9:00~17:30
URL http://www.tax-ibaraki.com

税理士法人タックス・イバラキはTKC全国会員です。 広告
頑張る経営応援します!
タックス・イバラキの3つの特徴
特徴① 毎月貴社を訪問して月次決算情報を提供します。
特徴② 未来会計情報(次期予算や中間計画の策定)を提供します。
特徴③ 黒字決算と経営承継を支援します。

